

## 第4章

---

# 計画の推進

## 1 計画推進体制の整備・充実

男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、「人権・男女共同参画室」を中心とした関係各課との密接なネットワークのもとに、各種施策の推進を図ります。

## 2 企業・社会団体及び関係団体との協働

男女共同参画社会の実現を図るため、職業生活及び地域生活に大きな影響力を持つ事業者やNPO、ボランティアなどの多様な組織と協働し、男女共同参画社会づくりに向けた活動やネットワークづくりを促進します。

## 3 相談、苦情等に対する処理体制の推進

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情や、性別により差別した取り扱いなどに関する相談については、県や関係機関、関係団体等と連携しながら適切な対応に努めます。

## 4 市民協働の推進

市民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・学校・職場・地域などのあらゆる分野を通じて、男女共同参画社会づくりの取り組みに積極的に参画できる施策の推進を図るとともに、市民一人ひとりの声を反映するための仕組みづくりによる市民協働の男女共同参画社会づくりを促進します